

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 22 日

別記 関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医 療 費 適 正 化 対 策 推 進 室
保 険 デ ー タ 企 画 室

特定健康診査・特定保健指導における保険資格確認等について

特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の推進につきまして、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定健診等を実施する際の保険資格の確認については、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.2 版）付属資料 1－4：集合契約における標準的な契約書の例」第 3 条第 1 項第 5 号において、有効期限内の被保険者証の確認をもって保険資格の確認をすることをお示ししているところです。

一方、令和 7 年 8 月 1 日以降、多数の自治体で国民健康保険の健康保険証が有効期限切れにより順次失効していくことにより、気がつかずに有効期限が切れた健康保険証を引き続き持参してしまう受診者が特定健診・特定保健指導の実施機関（以下「健診・保健指導機関」という。）を訪れることも当面は想定されます。

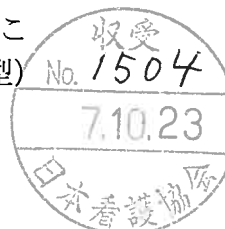
そのため、受診者が有効期限を迎えた従来の健康保険証からの切り替えやマイナ保険証の電子証明書の有効期限の更新等への対応が必要な中において、最後に切り替わる自治体の健康保険証の有効期限が令和 7 年 12 月 1 日であることに鑑み、令和 8 年 3 月末までは、契約当事者間の合意に基づき、

- ・被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会する
- ・保険者に資格情報を照会する

等の方法により確認した資格情報と受診券・利用券の情報を照合・確認し、有資格者か否かを判別する運用は、暫定的な対応として差し支えないものと考えますが、その際は、健診・保健指導機関から受診者に対し、次回以降はマイナ保険証又は資格確認書を持参いただくよう働きかけることについて御協力をお願いいたします。

また、受診者がマイナ保険証で健診を受診するまたは保健指導を利用する資格があるか確認を受けられる環境を整えるためには、オンライン資格確認を導入いただく必要がありますが、保険医療機関以外の健診・保健指導機関も、任意でオンライン資格確認（資格確認限定型）を導入することを可能としています。まだ環境整備が完了していない健診・保健指導機関においてもオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入をご検討いただきたく、周知用のリーフレットを作成いたしました。

今後、健康保険証の有効期限切れに伴って、マイナ保険証の利用者が増加していくことも想定されますので、健診・保健指導機関にオンライン資格確認（資格確認限定型）



の導入を呼びかけることについて御協力をお願いいたします。

つきましては、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、貴管下関係団体又は市町村へ周知いただくようお願いいたします。

【担当】

特定健康診査・特定保健指導における保険資格確認に係る照会先

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療費適正化対策推進室 斎藤、倉永

TEL:03-5253-1111（内線）3180

tekiseika01@mhlw.go.jp

オンライン資格確認等システムの導入に係る照会先

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

保険データ企画室 土山、富田

TEL : 03-5253-1111（内線）3126

suisin@mhlw.go.jp

(別記)

団体名
保険者及びその中央団体
国民健康保険中央会
都道府県
都道府県国民健康保険主管課
健診・保健指導実施機関等
日本医師会
日本歯科医師会
全国労働衛生団体連合会
全日本病院協会
日本人間ドック・予防医療学会
予防医学事業中央会
結核予防会
日本病院会
日本総合健診医学会
日本看護協会
日本栄養士会
日本保健指導協会
その他関係団体
社会保険診療報酬支払基金
保健医療福祉情報システム工業会

最短2日で導入可能！

ご不明点は
コールセンターまで

オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入手順

1 端末等の選定/購入

オンライン資格確認が実施できる機器を選定のうえ、購入してください。
※購入した際の領収書は補助金申請の際に必要になります。
大切に保管をお願いいたします。



対象の機種
はこちら

2 ポータルサイトでのユーザー登録/利用申請

- ポータルサイトでのユーザー（アカウント）登録を行ってください。
- 登録後に、ポータルサイトへログインし、以下を参考に利用申請を行ってください。

Step1 医療機関等向け総合ポータルサイト
でのユーザー（アカウント）登録※

※ユーザー（アカウント）未登録の場合のみ

Step2 医療機関等向け総合ポータルサイト
にログイン

医療ユーザー登録はこちら

ログインはこちら

Step3 健診実施機関等[モバイル端末等]の
各種申請をクリック



Step4 利用開始申請をクリック

マイナ資格確認アプリ

マイナ資格確認アプリに関する情報についてご確認ください。

利用開始申請

マイナ資格確認アプリのインストールと利用開始申請を行います。

詳細はこちら

利用開始申請の手続が完了すると、ユーザー登録時に登録したメールアドレス宛に、利用開始申請受付完了のメールが送付されます。
メールが届くまでに、2日～1週間程度お時間をいただいております。
あらかじめご了承ください。

3 アプリのダウンロード

「マイナ資格確認アプリ」を一般のアプリストアからダウンロードの
うえ、手順に沿って機器の設定等をお願いいたします。
（右記の二次元コードからダウンロード可能）



iOS



Android



Windows

補助金申請

裏面の内容を確認のうえ、医療機関等向け総合ポータルサイトから補助金申請を行ってください。

お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター

0800-080-4583（通話無料）

月～金 8:00～18:00

土 8:00～16:00（いずれも祝日を除く）



お問い合わせ
フォームは
こちら

健診実施機関（保険医療機関（医科））の皆様へ

令和7年10月

健診実施機関
（保険医療機関（医科））向け
マイナ保険証を基本とする
仕組みへの移行にむけて
オンライン資格確認
（資格確認限定型）
の導入をご検討ください



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



Change.Challenge.Chance

社会保険診療報酬支払基金
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

従来の健康保険証の有効期限満了を見据え、 オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入を是非ご検討ください

✓ マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について

- 昨年12月より、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しております。
- 従来の健康保険証の有効期限は最長で令和7年12月1日までであり、有効期限が満了した方は、マイナ保険証か、資格確認書を利用して資格確認を受けることとなります。

✓ 健診実施機関における保険資格確認の実施方法

健診実施機関において、オンラインでの保険資格の確認を必要とする場合には、以下の方法で確認が可能です。

① 外来と同様に、顔認証付きカードリーダーでマイナンバーカードを読み取る 「オンライン資格確認（既存型）」



② 健診実施機関のモバイル端末等でマイナンバーカードを読み取る 「オンライン資格確認（資格確認限定型）」



③ マイナンバーカードと受診者のモバイル端末を用いて行う 「マイナポータル保険資格画面の確認」の組み合わせ



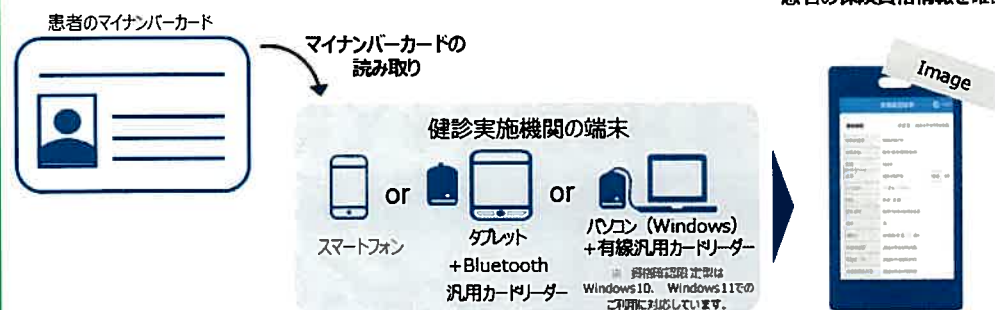
※ ④「マイナンバーカードと資格情報のお知らせの組み合わせ」、⑤「資格確認書による確認」も可能です。

すでに①「オンライン資格確認（既存型）」を導入している医療機関等においても、**健診センター棟が別棟にある場合やバス健診など、導線が異なる場合も、簡素な仕組みによりオンラインでの保険資格の確認が可能となるので、②「オンライン資格確認（資格確認限定型）」の導入をご検討ください。**

✓ オンライン資格確認（資格確認限定型）について

- 健診実施機関で準備したモバイル端末等を用いて患者のマイナンバーカードを読み取り、**患者の保険資格情報をその場で確認できます。**
- 顔認証付きカードリーダーを用いたオンライン資格確認と比べ、**保険資格情報のみを確認する簡素な仕組みのため、診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧はできません。**

患者の保険資格情報を確認



✓ オンライン資格確認の導入に対する財政支援について

オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入（パソコン・タブレットに接続する市販の汎用カードリーダー、モバイル端末の購入等）に対して費用補助を行います。

補助対象の機器



スマートフォン



タブレット（※）

※ マイナンバーカードの読取り機能の無いタブレットでは Bluetooth 汎用カードリーダーが必要です。



パソコン・タブレットに接続する汎用カードリーダー

補助額：最大3.1万円（事業費に対し3/4の補助）

申請期限：令和8年1月15日

詳細は、右記二次元コードよりご確認ください。



最短2日で導入可能！

ご不明点は
コールセンターまで

オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入手順

1 端末等の選定/購入

オンライン資格確認が実施できる機器を選定のうえ、購入してください。
※購入した際の領収書は補助金申請の際に必要になります。
大切に保管をお願いいたします。



対象の機種
はこちら

2 ポータルサイトでのユーザー登録/利用申請

- ポータルサイトでのユーザー（アカウント）登録を行ってください。
- 登録後に、ポータルサイトへログインし、以下を参考に利用申請を行ってください。

Step1 施術所等向け総合ポータルサイト でのユーザー（アカウント）登録



施術所等向け
総合ポータルサイト

令和6年4月から、施術所・健診実施機関において
オンライン資格確認（資格確認限定型）提供情報のみを
取得できる専用な仕組みをご利用いただけます。

新規ユーザー登録はこちら

ログインはこちら

ユーザー登録の詳しい手順は、
ユーザー登録手順書をご覧ください。



Step2 施術所等向け総合ポータルサイト にログイン

新規ユーザー登録はこちら

ログインはこちら

Step3 各種申請をクリック

オンライン資格確認
とは？

導入準備

各種申請

Step4 利用開始申請をクリック

マイナ資格確認アプリ

マイナ資格確認アプリに関する情報についてご確認ください。

利用開始申請

こちらからマイナ資格確認アプリの
利用開始申請を行います。

申請書印刷

利用開始申請の手続きが完了すると、ユーザー登録時に登録した
メールアドレス宛に、利用開始申請受付完了のメールが送付され
ます。
メールが届くまでに、2日～1週間程度お時間をいただいております。
あらかじめご了承ください。

3 アプリのダウンロード

「マイナ資格確認アプリ」を一般のアプリストアからダウンロードの
うえ、手順に沿って機器の設定等をお願いいたします。
（右記の二次元コードからダウンロード可能）



iOS



Android



Windows

補助金申請

裏面の内容を確認のうえ、施術所向け総合ポータルサイトから補助金申請を行ってください。

お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター

0800-080-4583（通話無料）



月～金 8:00～18:00

土 8:00～16:00（いずれも祝日を除く）



お問い合わせ
フォームは
こちら

健診実施機関（保険医療機関（歯科）、薬局、
保険医療機関以外の施設、保険者の方）の皆様へ

令和7年10月

健診実施機関
（保険医療機関（歯科）、薬局、
保険医療機関以外の施設、保険者の方）向け

マイナ保険証を基本とする
仕組みへの移行にむけて
オンライン資格確認（資格確認限定型）
の導入をご検討ください



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



Change, Challenge, Chance

社会保険診療報酬支払基金
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

従来の健康保険証の有効期限満了を見据え、 オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入を是非ご検討ください

✓ マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について

- ・ 昨年12月より、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しております。
- ・ 従来の健康保険証の有効期限は最長で令和7年12月1日までであり、有効期限が満了した方は、マイナ保険証か、資格確認書を利用して資格確認を受けることになります。

✓ 健診実施機関における保険資格確認の実施方法

健診実施機関において、オンラインでの保険資格の確認を必要とする場合には、以下の方法で確認が可能です。

① 外来と同様に、顔認証付きカードリーダーでマイナンバーカードを読み取る
「オンライン資格確認（既存型）」※保険医療機関・薬局のみ

② 健診実施機関のモバイル端末等でマイナンバーカードを読み取る
「オンライン資格確認（資格確認限定型）」

③ マイナンバーカードと受診者のモバイル端末を用いて行う
「マイナポータル保険資格画面の確認」の組み合わせ

※ ④「マイナンバーカードと資格情報のお知らせの組み合わせ」、⑤「資格確認書による確認」も可能です。

すでに①「オンライン資格確認（既存型）」を導入している医療機関等においても、
健診センター棟が別棟にある場合やバス健診など、導線が異なる場合も、
簡素な仕組みによりオンラインでの保険資格の確認が可能となるので、
②「オンライン資格確認（資格確認限定型）」の導入をご検討ください。

✓ 施術所等向け総合ポータルサイトについて

- ・ オンライン資格確認に関する情報や、導入の手引きを公開しています。
- ・ ユーザー（アカウント）登録が未完了の方は裏面の手順を確認し、ご登録ください。

✓ オンライン資格確認（資格確認限定型）について

- ・ 健診実施機関で準備したモバイル端末等を用いて患者のマイナンバーカードを読み取り、**患者の保険資格情報をその場で確認できます。**
- ・ 顔認証付きカードリーダーを用いたオンライン資格確認と比べ、**保険資格情報のみを確認する簡素な仕組みのため、診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧はできません。**

患者の保険資格情報を確認



✓ オンライン資格確認の導入に対する財政支援について

オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入（パソコン・タブレットに接続する市販の汎用カードリーダー、モバイル端末の購入等）に対して費用補助を行います。

補助対象の機器



補助額 : 最大3.1万円（事業費に対し3/4の補助）
申請期限 : 令和8年1月15日